

(参考) 現行の保育所運営費の使途範囲

- 現行制度においては、市町村から支弁された保育所運営費については、原則として、人件費・管理費・事業費に充てることとされており、以下の要件を満たした場合に、以下の範囲の費用に限り充当が認められている。
(「保育所運営費の経理等について」(平成12年児発第299号厚生省児童家庭局長通知))

最低基準の遵守など適正な運営に関する一定の基準を満たす場合

- (1) 人件費・管理費・事業費の各区分に関わらず、当該保育所のそれぞれの費用に充当可。
(2) 次年度以降の当該保育所の経費に充てるための①人件費積立預金、②修繕積立預金、③備品等購入積立預金に充当可。

さらに、延長保育、一時預かり、低年齢児の積極的受入れ等の一定の事業を行う場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が設置する保育所の
(1)施設設備の整備、修繕等に要する経費、(2)保育所の土地建物の賃借料、(3)これらのための借入金の償還等のための支出に充当可。

さらに、第三者評価の受審・結果の公表等の一定の質向上に関する要件を満たす場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が運営する他の社会福祉施設等に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課
○ 運営費の3か月分の範囲内で、同一設置者が設置する
(1) 保育所に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課
(2) 他の子育て支援事業(一時預かり等)の施設設備の整備・修繕等に要する経費、及びこれらのための借入金の償還等のための支出

※当該保育所を設置する法人本部の運営経費へ充当するためには、さらに、前期末支払資金残高の取り崩しについて、市町村(社会福祉法人の場合は理事会)の承認を得て、運営に支障が生じない範囲内において行う必要がある。

検討の視点

- 現行制度における保育所認可には、都道府県知事の比較的広い裁量が認められている。このため、市町村に対する保育の「実施義務の例外」や、厳しい地方財政事情の中での財政負担の必要性ともあいまって、新規の保育所認可に対し、抑制的に働きやすいのではないか。
- 現行制度は、必要な客観基準を満たす者の参入であっても、行政の判断による認可拒否が可能な仕組みであるため、多様なニーズへの対応や、サービスの質の向上のインセンティブが働きにくいのではないか。
 - ※ 他の社会保障制度(医療・介護・障害)の例では、保険医療機関又は指定事業者の指定に際しては、指定拒否事由が法定されており、原則、入院又は入所(居住)を伴うものの定員のみ、供給基盤の総量を抑えるための指定拒否が可能な仕組みとなっている。
 - ※ サービス必要量の調整・給付の適正化は、診察に当たる医師(医療)又は行政(介護・障害)の給付の必要性・量の客観的判断や、審査支払機関の審査による仕組みとなっている。
- 保育サービスの利用保障を強化するためには、必要な客観基準を満たすサービスについては、給付対象とすべきではないか。
- 過疎化等により児童人口の減少が著しい地域など、地域の保育機能の維持の視点も必要ではないか。

○ 現行制度においては、株式会社やNPO法人は施設整備補助の対象とならないが、初期投資費用の補助がないにもかかわらず、ランニングコスト(運営費)においても初期投資費用分が手当されない現状をどう考えるか。

※ 他の社会保障制度(医療・介護・障害)においては、施設設備の減価償却相当分を含めた報酬単価となっている。

○ 保育所運営費の使途範囲等について、以下のような指摘があるが、どう考えるか。

- ① 原則、当該保育所の運営費用に充当することを求め、新規の保育所設置費用への充当に一定の制限をかけているため、保育所の運営実績のある法人が、その経験を生かした新規の保育所開設を行うことが難しい。
- ② 保育所の土地建物の賃借料への充当に一定の制限をかけているため、賃借による保育所運営がしづらい。
- ③ 株式会社への配当へ充当することが認められていないため、株式会社として参入しづらい。
- ④ 社会福祉法人以外の者にも、社会福祉法人会計基準による財務諸表の作成が求められ、負担が大きい。

※ 他の社会保障制度(医療・介護・障害)においては、報酬の使途制限は行っていない。

また、社会福祉法人以外の者に社会福祉法人会計基準による財務諸表の作成は求めている。

○ 多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際して、適切な人材確保などの「質」の担保の方策や、指導監督のあり方をどのように考えるか。